

玄海原子力発電所3号機 長期施設管理計画の変更認可申請について

- 2025年3月5日に認可された長期施設管理計画にしたがって、雑固体焼却炉建屋の特別点検を実施し、異常がないことを確認しました。
- また、特別点検で得られた結果に基づき技術評価を行った結果、同計画において実施した評価結果に影響はなく、追加保全策の必要がないことを確認しました。
- 本日、特別点検に基づく当該建屋の技術評価結果を反映した長期施設管理計画変更認可申請書を提出しました。

(参考1) 経緯

- ・原子力規制委員会において、原子炉本体よりも長期間使用している共用施設の特別点検については、使用開始からの経過年数を基準として、使用開始から35年以降40年経過までの間に実施することが決定された。
- ・また、すでに40年を経過している特別点検未実施の共用施設については、合理的な期間内に特別点検を実施することとされた。
- ・玄海3号機の原子炉本体（運転開始：1994年3月）よりも長期間使用している雑固体焼却炉建屋（使用開始：1981年11月）については、使用開始から40年以上経過しているため、2025年度上期までに特別点検を実施すること及びその点検結果に基づく技術評価を行い、2025年度中に長期施設管理計画の変更認可申請を行うことを長期施設管理計画に記載し、2025年3月5日に認可をいただいた。

(参考2) 用語の説明

・長期施設管理計画

原子炉等規制法の改正（2025年6月6日施行）により、運転開始から長期間が経過した原子力発電所への安全規制が強化され、運転開始から30年を超えて原子力発電所を運転する場合、10年を超えない期間ごとに施設の劣化管理を定めた「長期施設管理計画」を策定し、原子力規制委員会の認可が必要となる。

・特別点検

運転開始後40年時点における設備の劣化状況を詳細に把握するための点検であり、原子炉容器やコンクリート構造物などの取替えが難しい設備について、通常行っていない点検方法も活用して点検するものである。原則、運転開始後35年以降40年経過までの間に実施する。

・雑固体焼却炉建屋

玄海1, 2号機の運転に伴い放射線管理区域内で発生した紙・布、廃油等を焼却減容する設備である雑固体焼却設備等が設置されている建屋。1981年（昭和56年）11月から運用し、現在は3, 4号機とも共用している。